

# 第5次登米市男女共同参画行動計画

## (令和8年度～令和12年度)



令和8年3月  
宮城県登米市



# 目次

## 第1章 基本的な考え方

- 1 行動計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 行動計画の性格と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 行動計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 行動計画の推進・点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 第2章 男女共同参画の推進に向けた施策の展開

- 基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり・・・・・・・・・・ 2
  - 基本目標1 男女平等の人権教育の推進【重点目標】・・・・・・・・・・ 2
  - 基本目標2 男女間のあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - 基本目標3 男女平等の意識醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - 基本方針Ⅰにおける成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - 基本目標1 地域における男女共同参画の推進【重点目標】・・・・・・・・ 6
  - 基本目標2 働く場における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・ 8
  - 基本目標3 家庭生活における男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・ 9
  - 基本目標4 政策・方針決定過程への女性参画の推進・・・・・・・・・・ 10
  - 基本方針Ⅱにおける成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり・・・・・・・・・・ 12
  - 基本目標1 子育てにおける男女共同参画の推進【重点目標】・・・・・・・・ 12
  - 基本目標2 長寿社会の介護における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 14
  - 基本方針Ⅲにおける成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

## 参考資料

- 世界の動きと国の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

# 第1章 基本的な考え方

## 1 行動計画策定の趣旨

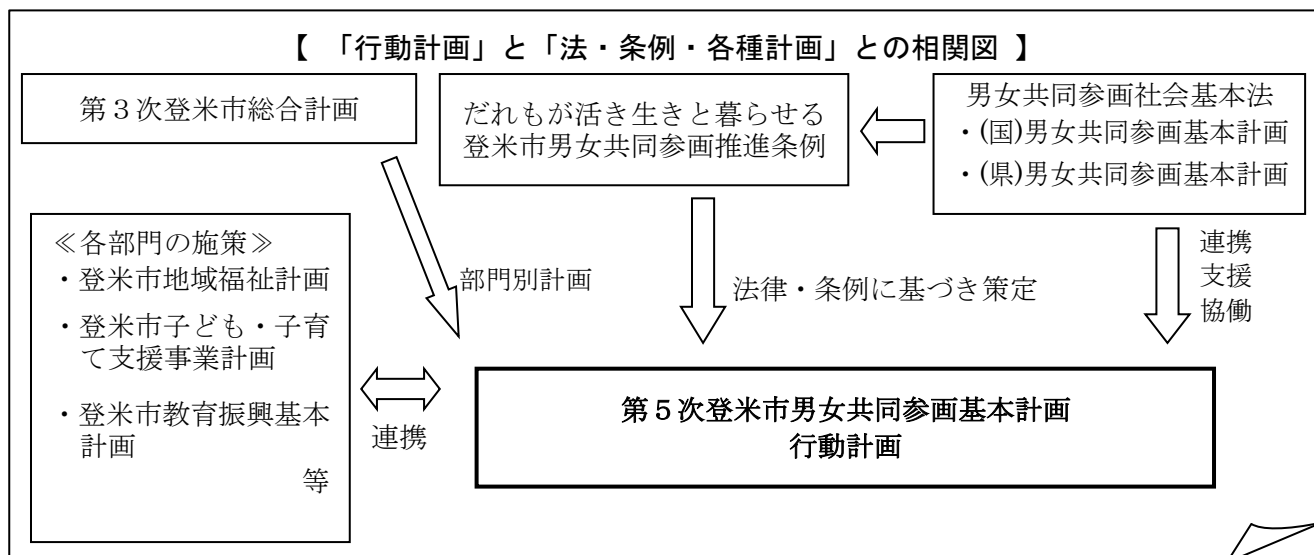
平成23年4月に施行された「だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）」第9条に基づき、これまでに第4次登米市男女共同参画基本計画に至るまで策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

これまで各種事業を展開してきた結果、性別による固定的な役割分担意識の解消については徐々に浸透してきていると考えられる一方で、男女の意識の差は拡大傾向にあることから、この隔たりを解消するため、啓発活動を継続的に取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえて、第5次登米市男女共同参画基本計画を着実に推進し実効性を高めていくよう、現状と課題を整理し、それぞれの課題を解決するための具体的な取り組みについてまとめました。

## 2 行動計画の性格と位置づけ

この行動計画は、条例に基づき策定されている基本計画に基づくものであるとともに、「第3次登米市総合計画」における、まちづくりの基本政策の一つである「ともに寄り添い未来へつながるまちづくり」を具現化するための部門別計画として位置付けられ、市の施策を男女共同参画の視点で横断的に捉えるものです。



## 3 行動計画の期間

この行動計画の期間は、基本計画の計画期間に合わせ、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

## 4 行動計画の推進・点検・評価

### (1) 推進体制の充実

男女共同参画の推進に当たっては、庁内組織で構成する男女共同参画推進本部、幹事会、作業部会において、関係各課との連携を図り、全庁的な取組を推進します。

### (2) 点検と評価

毎年度、各事業の推進状況の把握と点検・評価を行い、実施状況を公表します。

## 第2章 男女共同参画の推進に向けた施策の展開

### 基本方針Ⅰ 男女が互いの人権を尊重し合うまちづくり

#### 基本目標1 男女平等の人権教育の推進・・・【重点目標】

施策の方向性	具体的な取り組み	最終年度 目標値	部署名
(1) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	① <b>キャリアセミナーの実施</b> (全中学校/年) 市立中学校全校でキャリアセミナーを実施し職業観を育む中で、生徒が「男らしさ」「女らしさ」による固定的な考え方にとらわれず、適正や能力に応じた進路を選択する力を培う教育を推進します。	—	教育部 生き生き 学校支援室
	② <b>人権教育の推進</b> 人権尊重を基本とした男女平等教育の推進を図ります。	—	
	③ <b>一日入学(園)や学校行事を活用した説明会の実施及び情報提供</b> 一日入学等の多くの保護者が集まる機会や学校だより等における情報提供により、家庭生活における男女共同参画への理解と意識啓発を行います。	—	
(2) 多様な生き方を尊重する生涯学習・啓発の充実	① <b>女性セミナー(講座)の実施</b> 公民館・ふれあいセンターの社会教育事業の参加を機会に、コミュニティや様々な活動の場への参画を促す生涯学習の機会を提供します。	21カ所の公民館 等で実施	教育部 生涯学習課
	② <b>親子交流型講座の実施</b> 家族が互いに協力し合うことの重要性や、家庭生活の大切さなどを学ぶ機会を提供します。	実施幼稚園・保 育所数 4カ所/年	
(3) 人権尊重の視点に立った性に関する教育・啓発の推進	① <b>いのちの教室の実施</b> 命の重要性や、自分が必要とされているという心を育てるための研修会を実施します。	実施校数 市内中学校 10校/年	福祉事務所 子育て支援課 (こども家庭センター)
	② <b>道徳教育や保健教育、学級活動の推進</b> 思春期にある生徒に対して、保健教育、道徳、学級活動等を通じて心身の発育・発達や変化など、人間の性の成熟について理解を深め、互いに相手を理解し、尊重する心情や態度を育てます。	—	教育部 生き生き 学校支援室
	③ <b>LGBTQ+<sup>*1</sup>の理解促進と研修会等の学習機会の提供</b> 多様な性についての正しい知識と理解を深める研修会の実施により、性的少数者が差別や偏見を感じる事のない環境づくりを目的として実施します。	実施校数 市内中学校 3校/年	市民生活部 市民生活課

#### 【用語解説】

※1 性的指向や性自認に関する多様なあり方を表す言葉で、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の総称。

## 基本目標 2 男女間のあらゆる暴力の根絶

施策の方向性	具体的な取り組み	最終年度 目標値	部署名
(1) あらゆる暴力を容認しない意識啓発の推進	① DV <sup>※1</sup> についての意識向上に向けた啓発の推進 DVに関するリーフレット等を市内の公共施設等へ設置や、各種イベントで配布をすることにより、DV防止についての意識向上を図ります。	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の認知度 100%	市民生活部 市民生活課
	② デートDV防止対策講習会の実施 若い世代における恋人間での暴力（デートDV）の防止に向けた知識の習得を図ります。	実施校数 市内高等学校 3校/年	
(2) 相談・支援体制等における関係機関との連携強化	① 相談窓口の周知徹底 被害者相談窓口や電話相談に関するリーフレットを市内の公共施設・医療機関等へ設置するとともに、広報誌等を活用した相談窓口の周知徹底を図ります。	DVの相談窓口の認知度 100%	市民生活部 市民生活課
	② 専門家による被害者相談会の紹介及び同行支援の実施 宮城県が NPO 法人ハーティ仙台に委託実施している相談「女性のための面接相談」を必要に応じて紹介します。また被害者のメンタル面を考慮し、状況に応じて面接場面への同行支援も実施します。	実施回数 11回/年	福祉事務所 子育て支援課 (こども家庭センター)
	③ 保護命令申し出等に係る関係機関への同行支援 被害者の安全確保を優先し一時保護、保護命令手続き等の支援を実施します。	—	
	④ 一時保護施設、女性自立支援施設、母子生活支援施設への入所支援 自立に向けての検討時期には、関係機関と連携し、新たな生活展開に向けての支援を実施します。	—	
	⑤ 家庭児童相談員の設置（設置人員2人） 配偶者等から暴力を受けている被害者の子どもに対する支援を行います。	—	

### 【用語解説】

※1 ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence）」の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある人から受ける暴力を指します。

### 基本目標3 男女平等の意識醸成

施策の方向性	具体的な取り組み	最終年度 目標値	部署名
(1)男女共同参画に関する普及啓発活動の充実とアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み) <sup>※1</sup> の解消	<b>① 広報紙やホームページを活用した意識啓発の推進</b> あらゆる世代の人々が男女共同参画の必要性について共感できるよう、身近な男女共同参画に関する情報の発信を行い、意識の高揚を図ります。	「男女共同参画」の具体的な内容の認知度 100%	市民生活部 市民生活課
	<b>② 登米人権擁護委員協議会と連携した啓発活動の実施</b> 中学生に対して人権啓発品を配布するなど啓発事業を実施することにより、人権尊重の意識高揚を図ります。	配布校数 市内中学校 10校/年	
	<b>③ 人権の花運動の実施</b> 花の苗などを児童が協力しながら育成することを通して、協力や感謝することの大切さを培うための教育を推進します。	実施校数 市内小学校 5校/年	
	<b>④ 性別による固定的な役割分担意識の改善やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識の醸成</b> 世代や性別に関係なく、家族が互いに支え合い、協力し合いながら家事等についてそれぞれの責任を担うよう、ホームページ等を活用した啓発を行います。	「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合 100%	
(2) 調査研究・分析の推進と情報収集・提供の充実	<b>① 男女共同参画に関する情報の収集と提供</b> 国内外の動きや他自治体等の取り組みについて情報を収集し、ホームページや広報誌等を活用して提供を図ります。	情報提供回数 5回/年	市民生活部 市民生活課
	<b>② 各種施策に関する市民アンケート等の実施</b> 子育てや介護、男女共同参画など、各種取り組みについての現状及び課題を把握するため、市民アンケート及び登米市の教育通信簿による調査を行い、施策に反映させます。	男女共同参画に関するアンケート回収率 40%	福祉事務所 子育て支援課 長寿介護課 市民生活部 市民生活課

**【用語解説】**

※1 誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに持っている、既成概念、固定観念。

《基本方針 I における成果指標》

項目	現況値 <sup>※1</sup> (令和6年9月)	目標値 (令和13年3月)
「男女共同参画」の具体的内容の認知度	72.7%	100%
「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合	75.9%	100%
DV（配偶者やパートナーからの暴力）の相談窓口の認知度	75.9%	100%
性的マイノリティに関する相談窓口の認知度	40.1%	70%

※1. 現況値：令和6年9月実施の「男女共同参画に関する市民アンケート」による数値

※行動計画の進捗状況を把握するため、5カ年計画の中間年である令和10年度に市民アンケートを実施し、各種取り組みについての現状及び課題の把握を行い、目標値の達成に向けて施策を推進します。

## 基本方針Ⅱ 男女が共に参画するまちづくり

### 基本目標 1 地域における男女共同参画の推進・・・【重点目標】

施策の方向性	具体的な取り組み	最終年度 目標値	部署名
(1)男女共同参画による地域活動の促進	<b>① 性別や世代を問わず参画できる地域づくり事業の実施</b> 地域づくりを主体的に担うコミュニティ職員及び役職員等を対象とした各種事業を通して意識啓発に取り組み、地域住民が満足できる地域づくり事業の推進を図ります。	市内 21 コミュニティが実施する地域づくり事業の満足度 目標値 60%	まちづくり推進部 市民協働課
	<b>② 知的障がい者社会参加促進事業の実施</b> 障がいの有無にかかわらず、ともに参加できるイベント等の開催により、障がい者の社会参加を促進し、地域社会の一員として相互交流を促進します。	—	福祉事務所 生活福祉課
	<b>③ 男女と共に取り組む健康づくりの実施</b> 男女が共に、性差や年齢による特徴的な健康課題を理解し、主体的な健康行動をとれるよう、地域の実情に合わせた健康づくりを推進する体制の充実を図ります。 特に、女性のライフステージごとの心身の変化にも目を向け、女性の健康に関する知識の向上や、がん検診の受診率を向上させる取り組みを行います。	検診受診率 乳がん 24.9% 子宮頸がん 31.1% (R6 現状値を上回る)  健康教育 回数 208 回 (R6 現状値を上回る)	市民生活部 健康推進課
(2)防災における男女共同参画の推進	<b>① 女性防災指導員の育成</b> 災害時の自主防災組織の活動において、女性の視点を反映させるため、地域防災のリーダーとなる女性防災指導員を育成します。	女性防災指導員を配置している自主防災組織の割合 50%	総務部 防災危機対策室
(3)男女共同参画の視点を持ったコミュニティリーダーの育成・支援	<b>① 女性セミナー（講座）の実施（再掲）</b> 公民館・ふれあいセンターの社会教育事業の参加を機会に、コミュニティや様々な活動の場への参画を促進し、男女双方の視点を活かした地域づくりや地域での子育て支援環境を推進します。	21 カ所の公民館等で実施	教育部 生涯学習課
	<b>②男女共同参画による地域づくり組織運営の推進</b> 性別や世代を超えた幅広い住民の参画による地域づくりが実践されるよう市内 21 コミュニティ組織に対し、巡回訪問を通して指導及び助言に努めます。	21 コミュニティ組織における役員の女性比率 35%	まちづくり推進部 市民協働課

施策の方向性	具体的な取り組み	最終年度 目標値	部署名
(4)男女共同参画を推進する団体等の育成・支援	<b>① 市民活動に関する相談・支援体制の充実</b> とめ市民活動プラザを中心に、市民活動に関する相談や支援の充実、団体間の交流の場の提供などを通して、女性団体をはじめとする市民活動団体の活発な運営が図られるよう取り組みます。	公益的な活動を行う市民活動団体等への情報提供や相談業務等に係る件数 延べ5,500件	まちづくり推進部 市民協働課
(5)多様性を尊重し安心して暮らせる環境の充実	<b>① 国際交流協会への支援</b> 在住外国人の本人及び家族間におけるコミュニケーションや文化的背景の違いなどによる問題について支援を図るとともに、国籍に関わらず互いの文化について理解を深める機会を提供します。	国際理解を深めるための講座や国際まつり等の異文化交流イベントへの参加者数 延べ880人	まちづくり推進部 市民協働課
	<b>② 相談体制の充実</b> 在住外国人が安心して暮らせるよう、相談窓口の多言語化を図り、相談しやすい体制づくりに取り組みます。	—	
	<b>③ 障がい者就労移行支援事業の実施</b> 障がい者が経済的・社会的に自立した生活を送れるよう、就業支援を行います。	—	福祉事務所 生活福祉課

## 基本目標 2 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向性	具体的な取り組み	最終年度 目標値	部署名
(1) 男女の雇用機会の均等な確保と待遇の改善	① 女性の職業生活における活躍の推進に関する啓発の推進 ワーク・ライフ・バランスセミナーにおいて、啓発資料を配布し周知徹底に努めます。	ワーク・ライフ・バランスセミナーへの参加人数 50人/年	市民生活部 市民生活課
	② 高齢者就業機会確保事業の実施 (シルバー人材センター登録会員数) 令和6年度実績 842人 高齢期の女性の貧困対策と、年齢にとらわれず働く意欲のある方が生き生きとした生活を送るため、就業支援を行います。	シルバー人材センター登録会員数 918人	産業経済部 地域ビジネス支援課
(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)※1の推進	① 延長保育事業の実施 保護者がワーク・ライフ・バランスを確立できるよう延長保育事業の実施によって支援します。	—	福祉事務所 子育て支援課
	② 事業主に対する各種支援制度の情報提供 ③ 市内企業を対象とした研修会等の実施 男女が多様な働き方を選択し実現できるよう、子育てや介護等に関する支援策の情報提供と、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成に努めます。	ワーク・ライフ・バランスの具体的内容の認知度 65%	市民生活部 市民生活課
(3) 農林業・商工自営業における男女共同参画の推進	① 女性農業者の育成・確保 地域農業における次世代のリーダーとなり得る女性農業者の育成や、農業で新たなチャレンジを行う女性への取組を支援します。	認定農業者、新規認定農業者及び新規就農者の女性の割合 10%	産業経済部 産業総務課
	② 家族経営協定締結の推進 女性の労働に対する適正評価と経済的自立のため、家族経営協定の普及を促進します。	家族経営協定締結新規件数 10件/年	農業委員会
	③ 女性事業者のビジネス支援 市内において地域資源を活かした起業・創業及び新たな商品開発、店舗改修等に取り組む女性事業者を支援します。	女性起業件数 12件/5年間	産業経済部 地域ビジネス支援課
(4) ハラスメントの防止に向けた意識啓発の推進	① 広報紙等を活用した職場ハラスメントの意識啓発 女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、各種ハラスメントの防止に向けた意識の醸成を推進します。	広報紙等への掲載 1回/年	市民生活部 市民生活課

### 【用語解説】

※1 やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家庭環境や地域生活などに応じた多様な生き方が選択・実現できる社会のこと

### 基本目標3 家庭生活における男女共同参画の推進

施策の方向性	具体的な取り組み	最終年度 目標値	部署名
(1) 男女の固定的な役割分担意識とアンコンシャス・バイアスの解消	<p>① 性別による固定的な役割分担意識の改善やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識の醸成(再掲)</p> <p>世代や性別に関係なく、家族が互いに支え合い、協力し合いながら家事等についてそれぞれの責任を担うよう、ホームページ等を活用した啓発を行います。</p>	<p>「男は仕事、女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識をもたない人の割合 100%</p>	<p>市民生活部 市民生活課</p>
(2) 男女が共に築く家庭生活の推進	<p>① 男の料理(家事)教室の実施</p> <p>「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な役割分担意識解消に向けた取り組みを推進します。</p>	<p>21カ所の公民館等で実施</p>	<p>教育部 生涯学習課</p>

## 基本目標 4 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

施策の方向性	具体的な取り組み	最終年度 目標値	部署名
(1) 各種審議会等委員への女性登用の推進	① 審議会等への女性委員登用の推進 政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。	市の審議会等の全委員に占める女性委員の割合 50%	全 庁
	② 女性人材リスト <sup>※1</sup> の活用 女性委員を選任するための環境整備を図ります。	女性人材リスト活用件数 3件/年	市民生活部 市民生活課
(2) 市管理職への女性登用の推進	① 管理職への女性登用の推進 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を推進します。	市全体における女性管理職員の割合 30%以上 各任命権者の事務部局における女性管理職の割合 14%以上	総 務 部 人 事 課
	② 研修の機会の充実 将来指導的地位となる女性人材の育成に努めます。	—	
(3) 市政への参画の促進	① 情報公開の推進 市の基本的な計画や条例等の策定にあたっては、市民意見公募（パブリックコメント）による市政への市民参加を促進するとともに、市民に分かりやすい情報発信に取り組みます。	—	全 庁

### 【用語解説】

※1 市の政策の立案及び決定並びに地域活動の場への女性の参画を推進するため、男女共同参画に係る女性リーダーを登録する制度。審議会等の委員やコミュニティ組織等の地域づくり活動の推進に向けた女性リーダーを選任する際、所管部署やコミュニティに対し情報提供を行うもの。

## 《基本方針Ⅱにおける成果指標》

項目	現況値※ <sup>1</sup> (令和6年9月)	目標値 (令和13年3月)
家庭生活中で男女の地位が平等だと思う人の割合	32.4%	50%
職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	28.2%	50%
地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	26.2%	50%
社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	13.3%	50%
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の具体的内容の認知度	54.1%	65%
市の審議会等のうち女性委員がいる審議会等の割合※ <sup>2</sup>	(R7.4.1) 82.6%	100%
市の審議会等の全委員に占める女性委員の割合※ <sup>2</sup>	(R7.4.1) 24.2%	50%

※1. 現況値：令和6年9月実施の「男女共同参画に関する市民アンケート」による数値

※2. 審議会等の範囲：法律・条例・規則・要綱・要領で定める審議会、委員会、協議会等

※行動計画の進捗状況を把握するため、5カ年計画の中間年である令和10年度に市民アンケートを実施し、各種取り組みについての現状及び課題の把握を行い、目標値の達成に向けて施策を推進します。

## 基本方針Ⅲ 男女共同参画の環境を整備するまちづくり

### 基本目標 1 子育てにおける男女共同参画の推進・・・【重点目標】

施策の方向性	具体的な取り組み	最終年度 目標値	部署名
(1) 子育て環境に関する社会的支援の充実	① 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施 就労等により、放課後に養育者が家庭にいない児童の健全育成及び保護者が安心して子育てできる支援をします。	—	福祉事務所 子育て支援課
	② 自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金等事業の実施 ひとり親家庭への子育て支援や、経済的自立を促進するため、就業支援を推進します。	—	福祉事務所 子育て支援課
	③ 医師招へい・地域医療連携の推進 産科・小児科などの医師確保と他の医療機関との連携強化を図り、周産期医療及び小児医療体制の充実に努めます。	—	医療局 経営管理部 経営管理課
	④ マタニティサロンの実施 保健師、助産師、保育士等による妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談支援を実施します。	実施回数 12回/年	福祉事務所 子育て支援課 (こども家庭センター)
	⑤ こころの元気相談室の実施 ⑥ こころの相談の実施 育児不安を解消するため、精神科医師や臨床心理士等による相談の機会や窓口を確保します。	こころの元気 相談室 60回/年 こころの相談 の実施 32回/年	市民生活部 健康推進課
	⑦ 新生児全戸訪問事業の実施 ⑧ 子育て応援訪問事業の実施 保健師、助産師が訪問し、健康や育児についての悩みや不安などの相談に応じるほか、地域で安心して子育てができるよう、保健活動推進員による家庭訪問を実施します。	新生児全戸訪 問事業 100% 子育て応援訪 問事業 80%	福祉事務所 子育て支援課 (こども家庭センター)
	⑨ 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)の実施 身近で気軽に集うことができ、親子が安心できる居場所づくりと、育児不安についての相談支援を行います。	年間利用者数 11,183人	福祉事務所 子育て支援課
	⑩ ファミリー・サポート・センター事業 <sup>※1</sup> の実施 ファミリー・サポート・センター事業を広く市民に周知し、利用会員と協力会員の確保に努めるとともに、多様化する保育需要の利用支援に取り組みます。	協力会員 113人	福祉事務所 子育て支援課

#### 【用語解説】

※1 子育ての手助けを受けたい方と子育てをお手伝いしたい方がそれぞれ会員登録し、相互の信頼関係のもとに子どもを預けたり預かったりする地域ぐるみの子育て支援を有料で行う事業。

施策の方向性	具体的な取り組み	最終年度 目標値	部署名
(2) 仕事と子育ての両立に向けたワーク・ライフ・バランスの推進	<b>① 延長保育事業の実施（再掲）</b> 保護者がワーク・ライフ・バランスを確立できるよう延長保育事業の実施によって支援します。	—	福祉事務所 子育て支援課
	<b>② 事業主に対する各種支援制度の情報提供（再掲）</b> <b>③ 市内企業を対象とした研修会等の実施（再掲）</b> 男女が多様な働き方を選択し実現できるよう、子育てや介護等に関する支援策の情報提供と、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識の醸成に努めます。	ワーク・ライフ・バランスの 具体的内容の 認知度 65%	市民生活課 市民生活課

## 基本目標 2 長寿社会の介護における男女共同参画の推進

施策の方向性	具体的な取り組み	最終年度 目標値	部署名
(1) 介護に関する社会的支援の充実	① 市内介護保険事業所研修会の実施 介護サービスの質の向上を目的に、介護保険制度改正、サービス提供時の事故状況、各種届書等の手続き関係などについての研修会を実施します。	開催数 3回/年 出席者数 100人	福祉事務所 長寿介護課
	② 介護認定調査員研修会の実施 認定調査を行う際に、公平・公正かつ適切に調査が実施できるよう、調査に必要な知識や技術の習得と更なる技術の向上を図るため、新任調査員研修会、現任調査員研修を実施します。	現任調査員研修 1回(保健所との合同開催)  新任調査員研修会 随時	
(2) 介護知識や介護技術の普及促進	① 市内介護保険事業所研修会の実施(再掲) 介護サービスの質の向上を目的に、介護保険制度改正、サービス提供時の事故状況、各種届書等の手続き関係などについての研修会を実施します。	開催数 3回/年 出席者数 100人	福祉事務所 長寿介護課
(3) 地域における介護支援体制の充実	① 認知症サポーター養成講座 認知症高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進するため、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症高齢者や家族を支援する認知症サポーターを養成します。	認知症サポーター養成講座参加者数 620人/年	福祉事務所 長寿介護課

### 《基本方針Ⅲに係る成果指標》

項目	現況値※1 (令和6年9月)	目標値 (令和13年3月)
家庭生活上で男女の地位が平等だと思う人の割合	32.4%	50%
職場で男女の地位が平等だと思う人の割合	28.2%	50%
地域社会の中で男女の地位が平等だと思う人の割合	26.2%	50%
社会通念、慣習、しきたりなどで男女の地位が平等だと思う人の割合	13.3%	50%
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の具体的な内容の認知度	54.1%	65%

※1. 現況値：令和6年9月実施の「男女共同参画に関する市民アンケート」による数値

※行動計画の進捗状況を把握するため、5カ年計画の中間年である令和10年度に市民アンケートを実施し、各種取り組みについての現状及び課題の把握を行い、目標値の達成に向けて施策を推進します。

## 世界の動きと国の動き

年	世界の動き	国の動き
昭和 50 年 (1975 年)	国連が「国際婦人年」と位置づけ、女性の地位向上のためのガイドラインとして「世界行動計画」を採択しました。	「世界行動計画」を受け、国連を中心とした世界の動きと関連して、男女共同参画の問題が政策として取り上げられました。 「婦人問題企画推進本部」が設置されました。
昭和 51 年 (1976 年～ 1985 年)	「国連婦人の 10 年」と定め、女性が抱える問題の解決に向けて、世界規模で様々な取り組みが進められることになりました。	
昭和 52 年 (1977 年)		「国内行動計画」が策定されました。
昭和 54 年 (1979 年)	国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。	
昭和 60 年 (1985 年)		「女子差別撤廃条約」を批准するとともに、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」が公布されました。
平成 7 年 (1995 年)	「世界女性会議(北京会議)」では、女性のエンパワーメント <sup>*1</sup> や女性の人権の尊重など平成 12 年(2000 年)までに各国が取り組むべき課題が提示されました。	「育児休業法」が改正(介護休業制度の法制化)され、家庭と仕事の両立のための環境整備がなされました。
平成 11 年 (1999 年)		「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の形成を 21 世紀の最重要課題に位置づけ、その実現に向けての国・地方公共団体及び国民の責務と施策の基本となる事項が明らかにされました。
平成 12 年 (2000 年)	「女性 2000 年会議」がニューヨークで開催され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、平成 17 年(2005 年)までに女性に差別的な条項撤廃のための法律を見直すことなどを盛り込んだ「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ <sup>*2</sup> 」が採択されました。	「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、施策の基本的方向や具体的施策の内容が示されました。
平成 13 年 (2001 年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。
平成 17 年 (2005 年)	「第 49 回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、男女平等を実現するためのこれまでの進展を踏まえながら、完全実施に取り組むための宣言が採択されました。	社会的性別(ジェンダー <sup>*3</sup> )の視点を明確化する「男女共同参画基本計画(第 2 次)」が閣議決定されました。
平成 19 年 (2007 年)		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。
平成 22 年 (2010 年)		「第 3 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

平成 27 年 (2015 年)	<p>・第 3 回国連防災世界会議が仙台市で開催され、2030 年までに「人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済力、物理的、社会的、文化的、環境的資産に対する災害リスク及び損失の大幅な削減を目指すことを盛り込んだ「仙台防災枠組」※4が採択されました。</p> <p>・国連サミットにおいて採択された SDGs ※5において、ゴール 5 として「ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメント」が明記されました。</p>	<p>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布されました(翌年、全面施行)。「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。</p> <p>・国の開発協力方針を定める「開発協力大綱」が閣議決定され、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう一層積極的に取り組むことを明記されました。</p>
平成 30 年 (2018 年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布、施行されました。
令和元年 (2019 年)	G7 男女共同参画担当大臣会合が開催され、「男女平等に関するパリ宣言」が取りまとめられました。	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正されました。
令和 2 年 (2020 年)		「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。
令和 4 年 (2022 年)		「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」が施行されました。
令和 5 年 (2023 年)	G7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が日光で開催され、「G7 ジェンダー平等大臣共同声明」が取りまとめられました。	
令和 8 年 (2026 年)		「第 6 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

#### 【用語解説】

※1 エンパワーメント

個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治的・経済的・社会的及び文化的に力を持った存在になること。  
平成 7 年(1995 年)の北京女性会議の主要課題。

※2 イニシアティブ

主導権、リーダーシップ。

※3 ジェンダー

社会的、文化的につくられた性別のこと。生物的な性別と区別するために国際的に広く使用されることになった概念。

※4 仙台防災枠組

「指導原則」として、女性と若者のリーダーシップ促進。「防災関係者の役割」として、女性とその参加、女性の能力構築が盛り込まれた。

※5 SDGs

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。  
国連加盟 193 箇国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標。

**登米市市民生活部市民生活課**

〒987-0446

宮城県登米市南方町新高石浦130番地

電話：0220-58-2118

F A X：0220-58-3345

E-mail：[simin@city.tome.miyagi.jp](mailto:simin@city.tome.miyagi.jp)

令和8年3月